

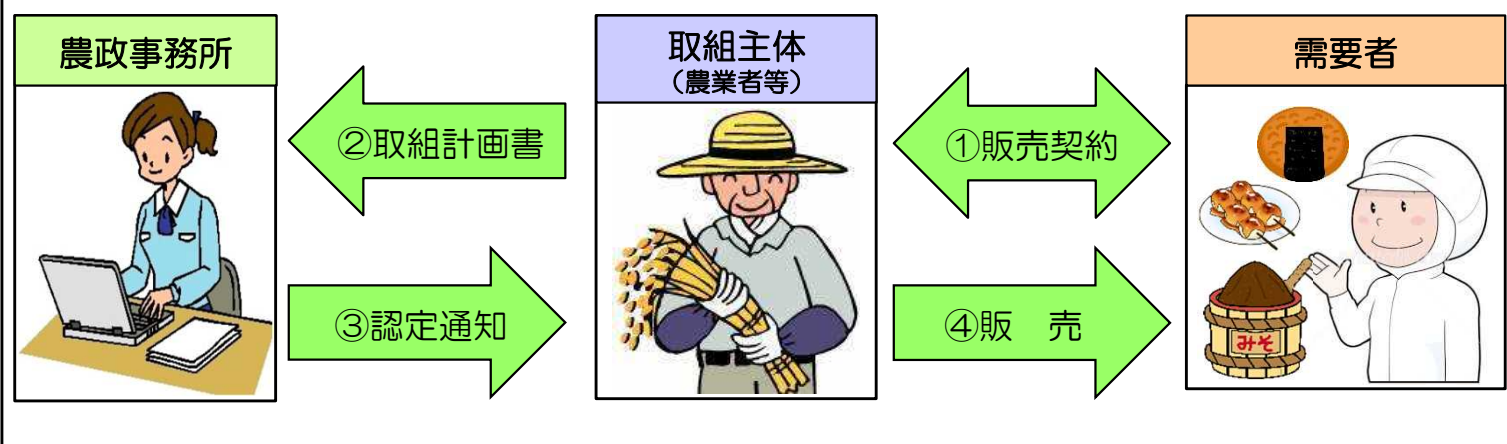
加工用米に取り組む農業者の皆さまへ

# 令和4年産 加工用米取組計画申請書 提出期日は「6月30日」まで！

加工用米の取組主体となる、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、加工用米に取り組む場合、取組計画を作成し、農政事務所の認定を受ける必要があります。

6月30日までに取組計画書が提出されなかった場合、加工用米に取り組むことができなくなります。

## 手続き等の基本的な流れ（イメージ）



## 目

## 次

I	取組計画の策定、認定	.....	P 1
II	加工用米の提出書類一覧	.....	P 2
III-1~11	取組計画書及び提出時の添付書類等	.....	P 3~P 15
IV-1~4	認定後の提出書類等	.....	P 16~P 19
V-1~2	捨てづくり防止対策、横流れ防止	.....	P 20
VI-1~2	区分管理方式、一括管理方式について	.....	P 21~P 22

各種様式は農林水産省ホームページからダウンロードできます。  
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/index.html>

# I 取組計画の策定、認定

- (1) 令和4年産において加工用米に取り組む場合には、**取組計画認定申請書を作成し、農政事務所に申請する必要があります。**  
(※令和3年産で取組をした方でも、新たに申請の上、認定を受けることが必要です。)
- (2) 申請にあたっては、販売契約の相手方である**需要者が加工用米を確実に使用することが確認できる書類を提出**していただきます。(P7参照)  
(※需要者が加工用米を契約どおり使用することが困難となった場合は、直ちに新たな需要者を見つけていただく必要があります。)
- (3) **区分管理方式による出荷を選択する農業者は、区分管理の種類、具体的な内容、ほ場の地番、面積等を記入した、区分管理計画書を提出**していただきます。  
(P13、P21参照)
- (4) **仲介事業者を介して需要者に販売する場合は、農業者、仲介事業者、需要者の3者による販売契約の締結**が必要です。(P6参照)

## ○ 要領改正に伴う別紙様式等の変更について（昨年度からの変更点）

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」が、一部様式の改正及び多収品種の見直しのため、一部改正されました。

改正の内容は以下のとおり

### ○報告様式の変更

【令和4年産米等の作付計画等の報告（別紙様式第1号）】

- ・新たな項目の追加。

【新規需要米取組計画認定結果報告書（別紙様式第4-11号）】

- ・新たな項目の追加。

### ○多収品種に見直し

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙1の別表の品種名を見直し。

- ・削除される品種→きたあおば、クサノホシ、タカナリ、まきみずほ、みなゆたか、ゆめさかり
- ・追加される品種→笑みたわわ、亜細亜のかおり

## Ⅱ 加工用米の提出書類一覧

取組主体は、仲介事業者、需要者、とう精業者等から必要書類の提出を受け、取組計画書及び添付書類一式を北海道農政事務所（地域拠点含む）に提出。

	書類様式	提出期限	参照 ページ	作成者※1	備考
取組計画書提出時の添付書類	取組計画認定申請書 別紙様式第3-2号の1	6月30日	P 3 ~P 4	取組主体	
	購入計画書 別紙様式第3-3号	6月30日	P 5	需要者	販売契約書（写）を6月30日までに提出することにより省略可
	販売契約書（写）	2月15日	P 6	取組主体 仲介事業者 需要者	
	自家加工販売計画書 別紙様式第3-4号	6月30日	P 7	自家加工販売を行う農業者	自ら生産又は出荷した加工用米を自ら所有する加工施設において加工した上で販売する農業者
	加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等 別紙様式第3-6号	6月30日	P 8	需要者	
	出荷契約等数量農業者別一覧表 別紙様式第3-11号	7月10日	P 9	取組主体 (方針作成者) (農業者団体)	農業者個人取組の場合、提出不要
	加工用米団体間集荷計画書 別紙様式第3-7号	6月30日	P 15	ホクレン・北集	ホクレン・北集が取組申請をする場合必要
	加工用米団体間出荷計画数量報告書 別紙様式第3-12号	7月31日	P 14	団体へのお荷者	ホクレン・北集が取組主体の場合、出荷者が作成し提出
	適正流通に関する誓約書 (兼用途外使用申請書) 別紙様式第3-18号	6月30日	P 10 ~P 11	需要者 自家加工販売を行う農業者 仲介事業者	
	適正流通に関する誓約書 (とう精等の委託契約分) 別紙様式第3-19号	6月30日	P 12	委託とう精業者等	
区分管理計画書 別紙様式第3-1号	6月30日	P 13	農業者	区分管理方式の場合提出	
認定後提出書類	生産集出荷数量一覧表 別紙様式第3-14号	12月20日	P 16	取組主体	
	販売契約締結結果報告書 別紙様式第3-13号	2月15日	P 17	取組主体	需要者が単一であり、別紙様式第3-14号で確認できる場合は不要
	売渡実績報告書 別紙様式第3-16号	各半期の 最終月の 翌月の末日	P 18	取組主体 仲介事業者	当該米穀の販売が終了するまで提出
	受払状況等報告書 別紙様式第3-17号	各半期の 最終月の 翌月の末日	P 19	需要者	当該米穀の使用が終了するまで提出

※1 【用語解説】

- 取組主体：農業者、認定方針作成者、農業者団体、都道府県生産出荷団体、全国生産出荷団体
- 需要者：加工用米を使用する者
- 仲介事業者：取組主体と需要者を取り次ぐ者(他の仲介事業者を取り次ぐ者を含む)
- とう精業者等：とう精、製粉、調製、破碎等の委託契約を受けた者

# Ⅲ - 1 - ① 「加工用米の取組計画認定申請書」の作成例

別紙様式第3-2号の1

令和 4 年 6 月 15 日

北海道農政事務所長 殿

全国生産出荷団体  
 地域流通農業者  
 住 所 ○○郡○○町○番○号  
 氏 名 ○○町農業協同組合  
 代表理事組合長 ○○○○  
 電 話 ○○○○-○○-○○○○

## 令和 4 年産加工用米の取組計画認定申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米取組計画を下記のとおり申請します。

### 1 取組計画

#### (1) 生産計画

加工用米に用いる単収  
 ※協議会に確認してください。

記

一括管理方式の場合は、「生産予定数量  
 ÷単収」(端数切り捨て)で算出して  
 ください。

種類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)	面 積 (㎡)	出荷方式 ※3
うるち米	その他	30,500	500	61,000	一括
計		30,500		61,000	

※1:うるち米、もち米別を記載(以下同じ。)

※2:多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。

※3:区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。

(注)全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

#### (2) 販売計画

種 類	使 途 ※1	加工用米需要者団体等		数 量 (玄米kg)	態 様 ※2	複数年契 約の有無
		都道府県	名 称			
うるち米	米菓	北海道	株式会社□□	3,000	精米	無
うるち米	米穀粉	北海道	△△製粉	27,500	丸玄米	無

※1:清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。

※2:丸玄米・精米・変形加工等を記載。

(続き)

別紙様式第3-2号の1

2 横流れ防止のためにとるべき措置等

(1)横流れ防止の処理方法

(とう精・破碎のほか、具体的な処理方法を記載)

委託契約に基づき、〇〇株式会社でとう精を行い、株式会社〇〇へ引き渡す。

引き渡しまでの間、以下のとおり管理する。

- ・ 包装容器に適切な加工用米表示を行い、主食用米と別はいとし、はい票せんを添付する。
- ・ 入出庫時に数量を確認し、受払台帳を整備する。

仲介事業者や委託とう精業者等、加工用米を扱う全ての業者を記載してください。

(2)横流れ防止の処理を行う者

(生産者側・需要者側・その他の実施者の名称及び住所、電話番号を記載)

生産者側：〇〇町農業協同組合 担当：〇〇

〇〇郡〇〇町〇番〇号 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

仲介事業者：△△商事 担当：△△

△△市△丁目△ TEL：△△△△-△△-△△△△

委託とう精業者：〇〇株式会社 担当：〇〇

〇〇郡〇〇町〇番〇号 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

需要者側：株式会社〇〇 担当：〇〇

〇〇郡〇〇町〇番〇号 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

需要者側：△△製粉 担当：△△

△△郡△△町△番△号 TEL：△△△△-△△-△△△△

(3)ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

【取組主体等で低品位米が生じた場合】

飼料用途として、××飼料株式会社へ販売する。

【需要者等で低品位米が生じた場合】

飼料用途として、××飼料株式会社へ販売する。

(注)発生が想定される場合は原則記載すること。

3 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

△△協会

△△市△△町

(注)受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載(全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。)

(別添資料)

- 販売先(別紙様式第3-1号)
  - ① 低品位米が生じる場合、その用途(飼料用途等)や販売先を記載しておくことにより、用途外使用申請は不要となります。
  - ② 農業者段階での低品位米のみならず、仲介事業者が委託とう精を行う段階や、需要者がとう精・加工を行う際に発生する副産物の用途を含めて記入します。
  - ③ 用途外使用申請書(別紙様式第3-2号)
- 自家加工農業者にとっては加工用米自家加工販売計画書(別紙様式第3-4号)
- 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合にあっては加工用米団体間集荷計画書(別紙様式第3-7号)
- 加工用米需要者団体等が作成した適正流通に関する誓約書(兼用途外使用申請書)(別紙様式第3-18号)
- その他( )

(注)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更できるものとする。

## Ⅲ - 2 「加工用米購入計画書」の作成例

別紙様式第3-3号

販売契約書（写）を提出することにより  
省略することができます。

令和 4 年 6 月 15 日

〇〇町農業協同組合  
代表理事組合長 〇〇〇〇 殿

加工用米需要者団体等  
住 所 □□市□□町□丁目□  
氏 名 株式会社□□  
代表取締役 □□ □□

### 令和 4 年産加工用米購入計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

#### 1 購入計画（見込）

種 類	態 様	使 途	数 量 (玄米kg)	態様別数量(実kg)
うるち米	精米	米菓	3,000	2,700
計			3,000	

(注1): 種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記載すること。

(注2): 態様が丸玄米以外の場合は、購入を希望する態様別の数量を記載すること。

(注3): 用途は、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載

(注4): 構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「1 購入計画（見込）」に準じて組合員別の内訳を添付すること。

(注5): 購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。

(注6): 加工用米販売契約書の写しを提出する場合は、本購入計画書の提出は要しない。

#### 2 購入希望時期

令和4年11月 600玄米kg  
令和5年1月～8月 毎月300玄米kg

合計 3,000玄米kg

### Ⅲ - 3 「売買契約書」の作成例

要領の別紙1の別添2で、契約において定める事項について規定されています。

契約書は2月15日までに写しを北海道農政事務所長に提出してください。

なお、6月30日までに提出する場合、「加工用米購入計画書」（別紙様式第3-3号）の提出を省略することができます。

※加工用米契約において定める事項

「契約数量に関する事項」「品位に関する事項」「売渡し等に関する事項」

「契約数量の変更に関する事項」「違約に関する事項」

#### 令和4年産加工用米売買契約書（例）

株式会社〇〇（以下「甲」という。）、△△商事（以下「乙」という。）及び〇〇町農業協同組合（以下「丙」という。）は、令和4年産加工用米の売買について、次のとおり契約を締結する。

（対象米穀）

第1条 本契約の対象米穀は、国の「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（以下「国の要領」という。）に定める加工用米とする。

（米穀の使途）

第2条 甲は、乙を通じて丙から買い受けた加工用米の全量を「米菓用」として使用すること。

（売買契約数量及び品位）

第3条 本契約に係る加工用米の売買契約数量及び品位は次のとおりとする。

- 1 売買契約数量は、うるち玄米〇〇,〇〇〇kgとする。
- 2 品位は、農産物検査法の品位等検査において3等以上に格付けされた米穀とする。品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。
  - ① 1.70mm以上のふるい目幅で調整されていること
  - ② 水分含有率が16.0%以下であること

（作柄等による売買契約数量の変更）

第4条 気象条件、作柄変動等のやむを得ない状況により加工用米の集荷数量が変動した場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、売買契約数量を変更することができることとする。

第5条 本契約に係る加工用米の価格及び引渡条件は、別途、甲及び乙並びに乙及び丙が協議の上、決定する。

（受渡期間）

第6条 受渡期間は、原則として、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（誓約書の提出）

第8条 甲及び乙は、国の要領に基づき「加工用米の適正流通に係る誓約書」（以下「誓約書」という。）を作成し、北海道農政事務所長へ提出する。また、甲、乙又は丙がとう精等の加工を他の者に委託する場合は、当該委託事業者から誓約書を徴収し、北海道農政事務所長へ提出する。

（目的外使用及び転売の禁止）

第9条 甲及び乙は、本契約により買受けた加工用米を本契約に定める使途以外への転用及び他者への転売を禁止する。

（法令等の遵守）

第10条 甲、乙及び丙は加工用米について、本契約書及び関係法令並びに国の要領に定めるところにより、適正に取り扱うものとする。

（違約金）

第11条 甲、乙又は丙の都合により本契約を履行できない場合、不履行数量について60kg当たり〇〇円の違約金を相手に支払うものとする。ただし、天災その他不可抗力により履行できない場合は、協議の上、免責できることとする。

（その他）

第12条 本契約書に定めない事項について問題が生じた場合は、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、問題の解決にあたるものとする。

この契約の成立の証として、本書3通を作成し、各自1通を保有する。

令和4年6月30日

（甲）

住所 〇〇郡〇〇町〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

印

（乙）

住所 △△市△丁目△  
氏名 △△商事  
代表取締役 △△ △△

印

（丙）

住所 〇〇郡〇〇町〇番〇号  
氏名 〇〇町農業協同組合  
代表理事組合長 〇〇 〇〇

印

品位等検査の3等以上で契約当事者間で決定した品位及び受検しない場合の記載。

作柄により契約数量に変更が生ずる場合の取扱。

確実に加工用米として使用することを明記。

契約に違反した場合の違約金に関する条項を明記。

# Ⅲ - 4 「自家加工販売計画書」の作成例

(自ら加工販売を行う場合必要)

別紙様式第3-4号

自ら生産又は集荷した加工用米を、自ら所有する加工施設において加工した上で販売する場合、提出が必要です。

令和 4 年 6 月 15 日

## 令和 4 年産加工用米自家加工販売計画書

自家加工農業者

住 所 ○○郡○○町○番○号

氏 名 農政 幸一

### 1 製品の加工販売計画

製 品	製品の年間販売 計画数量 (kg、ℓ等)	原料米穀の 使用数量 (kg)	うち、自ら生産 する加工用米数量 (kg)
米菓	2,700	3,000	3,000
合 計	2,700	3,000	3,000

(注1) 販売計画及び年間販売見込数量欄には、商品の内容量の単位(例:kg、ℓ等)を記載。

(注2) 原料米穀の使用数量は、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

(注3) 自家加工の取組として複数年の計画で取り組む場合は、各年毎に3年分を記載。

### 2 製品の販売形態

(自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等)

自社店舗において店頭販売のほか、インターネットによる注文販売

### 3 製品の主な販売先

(一般消費者、卸・小売店、スーパー等)

一般消費者

(添付書類)前年度商品販売実績が確認できる資料



別紙様式第3-6号

令和 4 年 6 月 15 日

需要者における前年度および今年度の原料米（主食用米、加工用米、くず米、MA米等）の仕入状況を記入。

令和 4 年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

- 1 加工用米需要者団体等名： 株式会社□□
- 2 使用名：（該当する主な用途に○を付すこと。）  
（ 清酒用 焼酎 加工米飯 味噌等調味料 米穀粉 米菓 包装もち その他 ）
- 3 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合の仕入先（該当するものすべてに○を付すこと）  
（ 加工用米全国需要者団体 加工用米需要者団体 ○ その他 ）
- 4 原料の仕入状況等  
（単位：実kg）

年 度	種 類	前 年 産	原料の使用実績及び仕入状況(4月～3月)					③を 除く計
			主食用米 ①	加工用米 ②	加工用米 玄米kg ③	くず米 ④	外国産 (MA米) ⑤	
前年度 使用実績	うるち米	令和3年産	2,500	2,500	2,500			5,000
	もち米							
4 年度 仕入計画	うるち米	前年産以前計						
		当年産仕入計画	2,500	4,000	4,000			6,500
		取組主体より 他者より		3,000 1,000	3,000 1,000			3,000 1,000
	合 計	2,500	4,000	4,000			6,500	
もち米	前年産以前計							
	当年産仕入計画							
	取組主体より 他者より							
合 計								

年産別の記入は省略  
することができます。

前年度の種類の別実績を記入。

加工用米の仕入先が複数ある  
場合、他者（当該取組以外）か  
らの仕入数量を記入。

(注1) 前年度使用実績は、年産別の記入は省略し、前年産以前の使用実績の合計を記入することができる。  
 (注2) 複数年産の原料を使用又は仕入予定の場合、前年産以前の前年産以前の前年産に区分の上、記載する。  
 (注3) 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合は、「当年産仕入計画」欄の以外の数字は同じ値を記入すること。

# 目 - 6 「出荷契約等数量農業者別一覧表」の作成例

別紙様式第3-11号

令和 4 年 6 月 15 日

取組計画を農業者で申請している場合は提出不要。

〇〇〇 農業再生協議会長 殿  
北海道農政事務所長 殿

それぞれ別紙に作成し提出

認定方針作成者  
住所 〇〇郡〇〇町〇番〇号  
氏名 〇〇町農業協同組合  
代表理事組合長 〇〇〇〇  
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## 令和 4 年産加工用等米出荷契約等農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第6の1の規定に基づき、加工用米出荷契約数量、生産予定面積を、下記のとおりお知らせします。

加工用米に用いる単収  
※協議会に確認してください。

一括管理方式の場合は、面積を「生産数量÷単収」(端数切り捨て)で算出してください。

(地域農業再生協議会名: 〇〇〇農業再生協議会)

取組番号 ※1	農業者名等		種類 ※3	品種 ※4	多収 ※5	加工用米出荷契約等の内容			複数年契約の有無		
	住所	氏名又は名称				農業者コード ※2	出荷契約数量等 (玄米kg)	単収 (kg/10a) ※6		生産予定面積 (㎡)	出荷方式 ※7
1	〇〇郡〇〇町〇番〇号	農林 一郎	うるち米	その他		10,000	500	20,000	一括	丸玄米	無
2	〇〇郡〇〇町〇番〇号	農林 次郎	うるち米	その他		8,000	500	16,000	一括	丸玄米	無
3	〇〇郡〇〇町〇番〇号	農林 三郎	うるち米	その他		2,000	500	4,000	一括	丸玄米	無
4	〇〇郡〇〇町〇番〇号	農林 史郎	うるち米	その他		6,500	500	13,000	一括	丸玄米	無
5	〇〇郡〇〇町〇番〇号	農林 吾郎	うるち米	その他		4,000	500	8,000	一括	丸玄米	無
計	-	-	-	-		30,500		61,000	-		

- (※1) 通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の加工用米に取組む場合はそれぞれの行に分けて(別の通し番号を付して)記入すること。
- (※2) 経営所得安定対策における「交付申請者管理コード」を記入すること。
- (※3) うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
- (※4) 多収品種で取組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取組む場合は品種名又は「その他」を記入すること。
- (※5) 多収品種を用いる場合は〇を付すこと。
- (※6) 本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。
- (※7) 区分管理方式による出荷を行う場合は「区分1」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- (※8) 丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- (注1) 認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

# Ⅲ - 7 - ① 「適正流通に関する誓約書」の作成例

別紙様式第3-18号

令和 4 年 6 月 15 日

北海道農政事務所長 殿

## 加工用米の適正流通に関する誓約書 (兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、〇〇町農業協同組合 から買い受けた 4 年産加工用米について、その全てを契約に基づく用途として使用することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、加工用米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、飼料用に販売又は使用することとし、当該販売先

〔 〇〇飼料株式会社へ飼料用として販売します。〕

販売先が決まっている場合は販売先名を記入してください。  
※記載した用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請が必要です。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(加工用米需要者団体等)

(仲介事業者)

住 所: △△郡△△町△番△号

氏 名: △△製粉

代表取締役 △△ △△

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

別紙様式第3-18号(自家加工の場合)

令和 4 年 6 月 15 日

北海道農政事務所長 殿

加工用米の適正流通に関する誓約書  
(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

自ら生産した 4 年産加工用米について、その全てを 米菓 用として使用することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、加工用米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場

合は、飼料用に販売又は使用することとし、当該販売先を記入してください。

〔 ○○飼料株式会社へ飼料用として販売します。 〕

販売先が決まっている場合は販売先名を記入してください。  
※記載した用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請が必要です。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(自家加工農業者)

住 所: ○○郡○○町○番○号

氏 名: 農政 幸一

別紙様式第3-19号

令和 4 年 6 月 15 日

北海道農政事務所長 殿

加工用米の適正流通に関する誓約書(とう精等の委託契約分)

私は、株式会社□□ とのとう精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(委託とう精業者等)

住 所: □□郡□□町□番□号

氏 名: □□株式会社

代表取締役 □□ □□

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

委託とう精業者等は、加工用米の受払台帳等を整備し、使用状況を常時明確にしておく必要があります。

# Ⅲ - 9 「区分管理計画書」

(取組計画書に添付)

別紙様式第3-1号

令和 4 年 6 月 15 日

北海道農政事務所長 殿

農業者名 農政 幸一  
 住 所 ○○郡○○町○番○号  
 電 話 ○○○○-○○-○○○○

## 区分管理計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第4の2の規定に基づき、下記のとおり提出します。

なお、出荷の際は、2に掲げるほ場からの全収穫量を出荷するとともに、他のほ場から生産された米を混入して加工用米として出荷しないことを誓約します。

(1)を選択した場合、多収品種名を記入。

記

(2)を選択した場合、主食用米として出荷する品種と異なる品種名を記入。

### 1 区分管理の種類と具体的な内容

<input type="checkbox"/>	(1) 多収品種を作付ける。(品種名: )
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 多収品種以外の品種であって、主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。(品種名: <b>きらら397</b> )
<input type="checkbox"/>	(3) 主食用として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用米の生産と差異を付ける。
<input type="checkbox"/>	(ア) 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
<input type="checkbox"/>	(イ)-① 省力化栽培(②以外)行う。 (具体的内容: )
<input type="checkbox"/>	(イ)-② 生産性ないし収量が低いほ場で取り組む。
<input type="checkbox"/>	(ウ) その他 (具体的内容: )

※ 該当する項目にチェックを付すこと。

(3)(ウ)を選択した場合、(ア)及び(イ)以外の主食用米との生産の差異を具体的に記入。

### 2 区分管理を行うほ場の所在・地番と面積

所在・地番	面積(m <sup>2</sup> )
○○郡○○町○○番地・1-1	5,000
○○郡○○町○○番地・1-2	4,800
計	9,800

# Ⅲ - 10 「加工用米団体間出荷計画数量報告書」の作成例

## ○団体間出荷数量の報告（7月31日までに提出）

全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷する場合（取組主体が「ホクレン」又は「北集」の場合）は、出荷契約の締結後、団体間出荷計画数量報告書の提出が必要です。

別紙様式第3-12号

令和 4 年 6 月 15 日

〇〇〇 農業再生協議会長 殿  
北海道農政事務所長 殿

それぞれ別葉に作成し提出

取組計画の申請者（取組主体）が、「ホクレン」、「北集」の場合は、出荷計画数量報告書の提出が必要。

氏名又は団体名

住所 〇〇郡〇〇町〇番〇号

氏名 〇〇町農業協同組合

代表理事組合長 〇〇〇〇

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## 令和 4 年産加工用米団体間出荷計画数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第6の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

単位:kg

出荷先(※1)	種類(※2)	出荷計画数量
〇〇農業協同組合連合会	うるち	30,500

(※1)全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体の名称を記入すること。

(※2)うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。

(注)全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体に出荷を行う者のみ作成、報告すること。

# Ⅲ - 1 1 「加工用米団体間集荷計画書」の作成例

## ○団体間集荷計画書（7月1日までに提出）

全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体（「ホクレン」又は「北集」）が認定方針作成者（「JA」又は「組合員」）から集荷を行う場合は、出荷契約の締結後、生産予定数量等を報告してください。

別紙様式第3-7号

### 加工用米団体間集荷計画書

取組計画の申請者（取組主体）が、「ホクレン」、「北集」の場合は、ホクレン、北集が作成し提出。

全国生産出荷団体  
都道府県生産出荷団体  
住 所 ○○市○○区○条○丁目  
氏 名 ○○農業協同組合連合会  
代表理事会長 ○○○○

単位：m<sup>2</sup>、kg（玄米換算）

都道府県	認定方針作成者名 （※1）	種類 （※2）	生産予定数量	単収 （※3）	生産予定面積 （※4）
北海道	○○農業協同組合	うるち	30,500	500	61,000
北海道	△△農業協同組合	うるち	8,000	500	16,000
計（※5）		うるち	38,500		77,000

- ※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。
- ※2 うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
- ※3 本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。
- ※4 生産予定面積は、生産予定数量を単収(※3)で除したものと整合していること。
- ※5 県ごとに、種類別の小計欄を設けること。



# IV - 1 「生産集出荷数量一覧表」

取組主体は、生産集出荷数量について報告が必要です。

## ○生産集出荷数量の報告（12月20日までに提出）

ただし、出来秋時に出荷契約数量及び販売契約数量の変更を作柄変動が生じた場合の変更（要領別添3の2の(1)）以外で行う場合、あらかじめ北海道農政事務所長との協議が必要です。

別紙様式第3-14号

令和 4 年 12 月 1 日

〇〇〇 農業再生協議会長 殿  
北海道農政事務所長 殿  
} それぞれ別葉に作成し提出

認定方針作成者  
農業者  
住所  
氏名  
電話

〇〇郡〇〇町〇番〇号  
〇〇町農業協同組合  
代表理事組合長 〇〇 〇〇  
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

この報告書が適切に報告されない場合等、次年度以降の取組計画が認定されない場合があります。  
(要領別紙1の第5の2の(6)に基づき)

### 令和 4 年産加工用米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙報告します。

(地域農業再生協議会名: 〇〇〇農業再生協議会 )

※調整の際に生じる端数は、切り上げ又は切り捨てにより整理。  
(切り捨てにより「0」となる場合は切り上げする)

※①×④と①の間の任意の数値で記入。  
(①×④の端数は四捨五入)

取組番号	農業者名等		種類	当初出荷契約等数量 (玄米kg) ① ※1	単収 (kg/10a) ② ※1	生産面積 (㎡) ③ ※1	出荷契約数量及び販売契約数量の変更		A: 作況変動が生じた場合 補正率 ④	B: 自然災害等により減収 全ての水稻作付面積 (㎡) ⑤		減収量 (kg) ⑥	※2 C: 区分管理方式の場合 収穫量 (玄米kg) ⑦		変更後販売契約数量 (玄米kg) ⑧ ※3	⑨を30kg換算 個単位に調整する場合の 変更後出荷契約数量 (玄米kg) ⑨ ※4	出荷(売渡)数量 (玄米kg) ⑩
	氏名又は名称	農業者コード					出荷契約数量及び販売契約数量の変更	区別管理方式の場合		区別管理方式の場合	区別管理方式の場合						
※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1											
1	農林 一郎	1234567890876	うるち	10,000	500	20,000								10,000	10,020	10,020	10,020
2	農林 次郎	1234567890877	うるち	8,000	500	16,000								8,000	7,980	7,980	7,980
3	農林 三郎	1234567890878	うるち	2,000	500	4,000	530 / 504							2,100	6,510	2,100	2,100
4	農林 史郎	1234567890879	うるち	6,500	500	13,000								6,500	6,510	6,510	6,510
5	農林 吾郎	1234567890880	うるち	4,000	500	8,000								4,000	4,020	4,020	4,020
計				30,500		61,000								30,600	28,530	30,630	30,630

(※1) 別紙様式第3-11号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表と整合すること。  
(※2) 出荷契約数量等を変更する場合は、A~Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合は「作柄表示地帯の単収/作柄表示地帯の単収」を記入し、全県平均単収を算出すること。  
(※3) 出荷契約等農業者一覧表(別紙様式第3-11号)と整合すること。  
(※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択すること。

「作柄表示地帯の単収/作柄表示地帯の単収」を記入。  
「作柄表示地帯の単収」を記入する場合は⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できなかった場合は⑥を記入すること。

(注1) 認定方針作成者については、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。  
(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合については、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更できるものとする。

## IV - 2 「変更後販売数量報告書」

取組農業者、認定方針作成者、都道府県団体等は、販売契約数量の変更があった場合、変更後の販売数量について報告することが必要です。

### ○変更後販売数量報告書（2月15日までに報告）

販売契約の変更があった場合、変更後の販売契約数量を取りまとめ、北海道農政事務所長に報告してください。

別紙様式第3-13号

令和 5 年 2 月 1 日

北海道農政事務所長 殿

販売契約を行った需要者が単一であって、別紙様式第3-14号で当該需要者との変更後の契約締結数量が確認できる場合は省略できます。

全国生産出荷団体

地域流通農業者

住所 ○○郡○○町○番○号

氏名 ○○町農業協同組合

代表理事組合長 ○○○○

令和 4 年産加工用米販売契約締結結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第6の2の規定に基づき、加工用米販売契約締結結果を下記のとおり報告します。

記

種類	加工用米需要者団体等の名称及び販売契約数量					
	用途	都道府県名	名称	態様	数量 (実kg)	(玄米kg)
うるち米	米菓	北海道	株式会社□□	精米	2,400	3,000
うるち米	米穀粉	北海道	△△製粉	丸玄米	27,630	27,630

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 販売契約書の写しを添付すること。

(注3) 「種類」欄は、うるち米、もち米別を記載。

(注4) 「用途」欄は、清酒用・焼酎・加工米飯・味噌等調味料・米穀粉・米菓・包装もち・その他別を記載。

(注5) 「態様」欄は、丸玄米・精米・変形加工等を記載。

(注6) 「数量」欄は、販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を記入すること。ただし、加工用米取組計画の認定申請において加工用米販売契約書の写しを提出しており、販売契約数量に変更がない場合にあつては、本報告書及び加工用米販売契約書の写しの提出は要しない。

(注7) 販売契約を行った需要者が単一であつて、既に報告を行っている別紙様式第3-14号「加工用米生産集出荷一覧表」で当該需要者との変更後の契約締結数量が確認できる場合は、当該報告を省略できる。

# IV - 3 「売渡実績数量報告書」

取組主体、仲介事業者は、売渡実績数量について報告することが必要です。

- 半期ごとに報告してください。（最終月の翌月の末日までに報告）  
半期 4月～9月分を10月末まで、半期 10月～3月分を4月末まで。  
（※ 農業者自ら使用する場合は不要です。）

別紙様式第3-16号

この報告書が適切に報告されない場合等、次年度以降の  
取組計画が認定されない場合があります。  
(要領別紙1の第5の2の(5)に基づき)

令和 5 年 4 月 15 日

北海道農政事務所長 殿

全国生産出荷団体  
地域流通農業者  
仲介事業者  
加工用米全国需要者団体  
加工用米需要者団体  
住 所 ○○郡○○町○番○号  
氏 名 ○○町農業協同組合  
代表理事組合長 ○○ ○○

## 加工用米売渡実績数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

半期( 4 年 10 月～ 5 年 3 月)分

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (実kg)	売渡先名		委託とう 精業者名	売渡数量		備考
					都道府県名	名称		(実kg)	(玄米kg)	
	4	うるち	玄米		北海道	△△製粉		7,020	7,020	
	4	うるち	精米		北海道	株式会社□□	○○株式会社	2,400	3,000	
合 計								9,420	10,020	

- (注)1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することが出来るものとする。
- (注)2 種類は、うるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記入すること。
- (注)3 委託とう精を行う場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
- (注)4 「購入先名」及び「購入数量」欄については、全国生産出荷団体及び地域流通業者にあつては記入を要しない
- (注)5 廃棄した場合は、「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

# IV - 4 「受払状況等報告書」

自ら使用する農業者、需要者は、受払状況について報告することが必要です。

○ 半期ごとに報告してください。(最終月の翌月の末日までに提出)

半期 4月～9月分を10月末まで、半期 10月～3月分を4月末まで。

別紙様式第3-17号

令和 5 年 4 月 15 日

北海道農政事務所長 殿

加工用米需要者  
自家加工農業者

住所 △△郡△△町△番△号

氏名 △△製粉

代表取締役 △△ △△

この報告書が適切に報告されない場合等、次年度以降の取組計画が認定されない場合があります。  
(要領別紙1の第5の2の(5)に基づき)

## 加工用米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第8の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

### 1 加工用米の受払状況

半期( 4 年 10 月 ~ 5 年 3 月)分

(単位:実kg)

種類	年産	態様	購入状況			使用状況		次期への繰越数量(A-B)	備考	
			前期からの繰越数量	当期の購入数量		計(A)	使途別			当期使用数量(B)
				購入先	数量					
うるち	4	丸玄米	〇〇町農業協同組合	7,020	7,020	米穀粉	3,000	4,020		
			小計	7,020						
			小計							
合計				7,020	7,020		3,000	4,020		

- (注) 1 「種類」欄は、うるち米、もち米別に記載すること。  
2 「態様」欄は、丸玄米、精米、変形加工等別に記載すること。  
3 「使途別」欄は、「清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他」を記載すること。  
4 当期に購入、使用又は在庫として繰越した全ての加工用米を年産別に記載すること。  
5 廃棄した場合(産業廃棄物として処理した場合を含む。)は、「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

### 2 加工用米使用製品の製造及び出荷の状況

半期( 4 年 10 月 ~ 5 年 3 月)分

使途	製品名	単位	製品製造状況((C)の単位で記入)			製品出荷数量((C)の単位で記入)(F)	次期への繰越数量((C)の単位で記入)(D+E+F)
			前期からの繰越数量(D)	当期の製造量(E)	加工用米の使用数量(実kg)		
米穀粉	上新粉	袋	10	51	53	8	

- (注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。  
2 「加工用米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。  
3 当該報告は、半期毎に取りまとめて報告(4~9月分、10~3月分)する。

## V - 1 捨てづくりの防止 ～ 適正な生産の徹底等 ～

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- 1 作付や肥培管理等が不適切な場合（捨てづくり）には交付金は交付されません。
- 2 以下の事項に該当する場合は、理由書の提出が必要となります。
  - 新市場開拓用米、加工用米、飼料用米（生もみ）  
当年産の出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
  - 飼料用米（生もみ除く）、米粉用米  
交付対象の数量・面積から算出される単量が標準単収値から150kg/10aを差し引いた値に満たない
  - WCS用稲  
近隣ほ場のWCS用稲の生育状況等と比較して十分な収量が得られない
- 3 自然災害等の合理的な理由がないなど、捨てづくりが判明した場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還することとなります。

## V - 2 主食用米への横流れ防止

～ 出荷・販売時の注意事項 ～

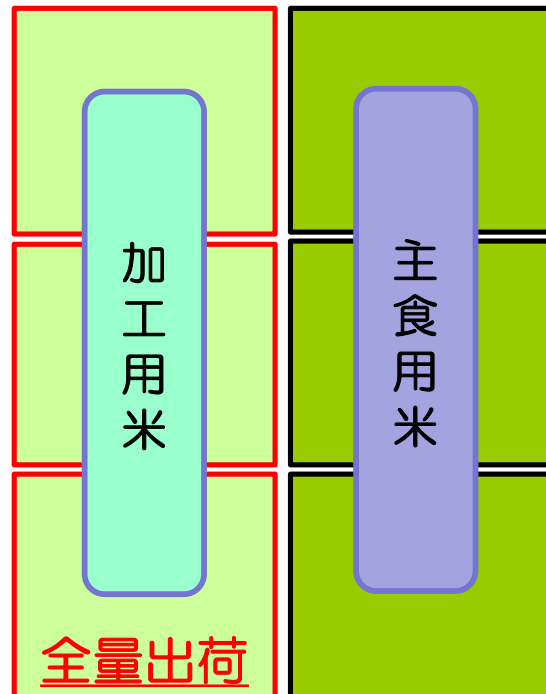
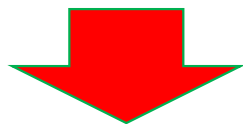
- 1 食糧法において、加工用米は「用途限定米穀」として規定されており定められた用途以外に使用・販売することはできません。
- 2 国・北海道による立入検査の結果、加工用米の出荷・販売に係る契約書、若しくは誓約書に従った流通・引渡しを行っていなかった場合、又は米穀の流通・使用等に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合であって、故意であったり、常習性があるなど悪質と判断される場合は、全ての経営所得安定対策等の交付金の返還を命ずる等の措置を講ずることとなります。
- 3 また、措置が講じられた最初の日から、当該日から1年間を超えない範囲で定める日までの間、取組計画の認定が受けられなくなります。
- 4 需要者には、販売契約に基づき引取期限までに、確実に全量を販売するようしてください。

## VI - 1 【区分管理方式】

- 区分管理方式は次の作付け態様に該当し、かつ、栽培、生産、収穫、乾燥・調製を**主食用米と明確に区分**して実施し、ほ場1枚を単位として作付け、かつ、その**ほ場を特定**する場合には選択することができます。

栽培、生産、収穫、  
乾燥・調製が、  
主食用米と別

- 1 多収品種を作付ける。
- 2 多収品種以外の品種であって**主食用米として出荷する品種と異なる品種**を作付ける。
- 3 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、**生産段階で主食用米の生産と差異をつける**。
  - ① 多収に向けた技術や生産資材を用る。
  - ② 省力化栽培を行う。(③以外。)
  - ③ 生産性ないし収量が低いほ場で取り組む。



- ◎ **作付けほ場で生産された全収穫量を出荷**する必要があります。  
※不作等により契約数量を満たせない場合であっても、**他のほ場で生産された米穀を追加して収穫量とすることはできません。**

### 【注意】

区分管理方式の取組みで**共同乾燥調製施設の利用を**考えている農業者等は受入施設の状況によって新規需要米等の用途限定米穀を搬入できない場合も考えられるので、**事前に受入施設の担当者及び農政事務所地域拠点の担当者**と相談のうえ取組の対応をお願いします。

### 「多収品種」の範囲 (要領別紙1の第4の3参照)

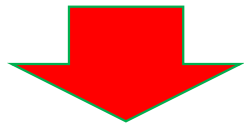
- 国の委託試験等によって育成され、子実の収量が多いことが確認された「たちじょうぶ」、「北瑞穂」、「きたげんき」等、全国で21品種。  
(要領別紙1の別表参照)

又は、

- 農業試験場の試験データ等により、一般的な主食用品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種で、かつ、主要な主食用品種ではない品種(要領別紙1の第4の3の(2)のイ参照)であって、北海道知事の申請に基づき、北海道農政事務所長が特に認める品種。「そらゆたか」(系統名:空育181号)

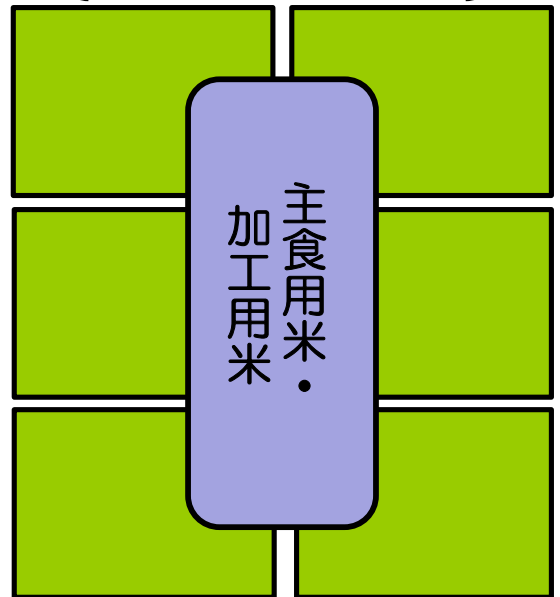
## Ⅵ - 2 【一括管理方式】

- 区分管理方式による出荷以外は、全て「一括管理方式」による取組となります。



- ◎ 出荷契約数量及び販売契約数量の変更を行おうとする時点における農林水産省統計の作柄表示地帯別の単収に依りて出荷数量を変更することができます。
- ◎ 他に、主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更、自然災害等により減収した場合の変更もできます。

栽培、生産、収穫、  
乾燥・調製が、  
主食用米と一緒に



一括管理方式による出荷の場合は、当初の契約数量を出来秋の出荷数量とすることを基本としますが、作柄変動等が生じた場合には、**農業者等が「当初の出荷契約数量」を出来秋に変更するかどうかを判断することが可能**であり、その際の変更方法は以下の①～③のとおりです。

### ① 作柄変動が生じた場合（※1）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} \times \frac{\text{作柄表示地帯の単収}}{\text{作柄表示地帯の平年単収}}$$

（※1）上記の計算式に基づき算出した数量と、当初の出荷契約数量及び販売契約数量との間の任意の数量として調整できる。

### ② 主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合（※2）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} \times \frac{\text{実単収（＝全収穫量／全作付面積）}}{\text{加工用米に用いる単収}}$$

（※2）共乾施設を利用しているなど全収穫量を客観的かつ適正に把握できる場合、全収穫量が確認できる書類の提出が必要。

### ③ 自然災害等により減収した場合（※3）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} - \frac{\text{加工用米の作付面積}}{\text{主食用米も含めた水稻の全作付面積}} \times \text{減収量}$$

（※3）農作物共済の損害高等により、客観的に減収量が確認できる場合に限る。



加工用米に関する問い合わせは、北海道農政事務所まで。

地域拠点等	所在地	電話番号 (直通)
北海道農政事務所 生産支援課 水田農業グループ (石狩、後志、南空知、胆振、日高)	札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条 第2ビル (北海道農政事務所 4階)	011-330-8807
函館地域拠点 地方参事官室 (渡島、檜山)	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-38-9007
旭川地域拠点 地方参事官室 (北空知、上川、留萌、宗谷)	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎	0166-30-9303
釧路地域拠点 地方参事官室 (釧路、根室)	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-99-9047
帯広地域拠点 地方参事官室 (十勝)	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	0155-24-2402
北見地域拠点 地方参事官室 (オホーツク)	北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎	0157-23-4172